

「建設リサイクル推進計画2020」について



令和4年1月21日

関東地方整備局 企画部 技術調査課

1. 建設リサイクル推進計画とは

- ・建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進するため、国土交通省における建設リサイクル推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策をとりまとめた計画
- ・これまで4回（1997、2002、2008、2014年）策定しており、今回、5回目となる「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」を策定

2. 計画2020のポイント

- ・維持・安定期に入ってきた建設副産物のリサイクルについて、今後は「質」の向上が重要な視点
- ・建設副産物の再資源化率等に関する2024年度達成基準値を設定し、建設リサイクルを推進
- ・主要課題を3つの項目で整理し、取り組みの実施主体を明確化
- ・これまで本省と地方で分かれていた計画を統廃合

3. 計画期間・目標設定

- ・計画期間：最大10年間、必要に応じて見直し
- ・目標設定：2024年度を目標とし、今後5年間を目途に施策を推進

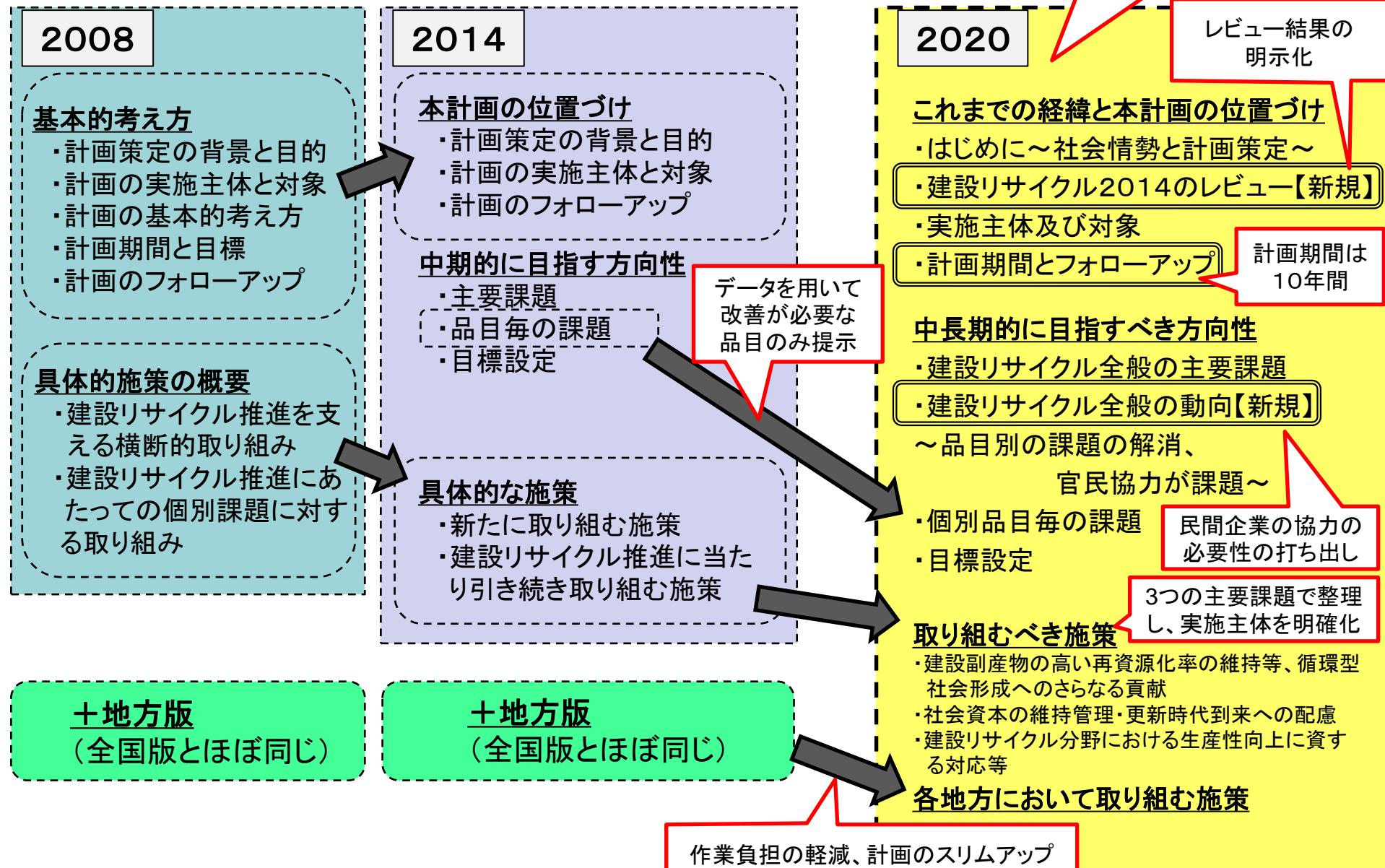
4. 主要課題

- ・以下の3点を主要課題とし、取り組むべき施策についてとりまとめ
- ①建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献
- ②社会资本の維持管理・更新時代到来への配慮
- ③建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等

5. フォローアップ

- ・2～3年毎に、中間フォローアップを実施し結果等を踏まえ、推進計画の期間や方向性、施策について、必要に応じて一部見直し、大幅に見直す必要がある場合は次期推進計画を策定

これまでの計画との相違点



建設リサイクル推進計画2020の達成基準値

品目	指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
建設混合廃棄物	排出率※1	3.5%以下	3.1%	3.0%以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	98%以上
建設発生土	有効利用率※2	80%以上	79.8%	80%以上

(参考値)

品目	指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上	63.2%	—

※1:全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

※2:建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合

(1)建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献

1 再生資材の利用促進

- 再生資材の利用状況に関する新たな指標の検討
(継続、本省)
- グリーン調達による再生資材の利用推進(継続、本省)
- 再生資材の品質基準及び保証方法の確立(継続、本省)
- 3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み**
- 建設混合廃棄物の現場分別の徹底(継続、本省)
- 廃石膏ボードの再生利用の促進(継続、本省)
- 廃プラスチックの分別・リサイクルの促進**
(新規、本省及び各地方協議会)

2 優良な再資源化施設への搬出

- 再資源化・縮減率の高い優良施設への搬出促進
(継続、各地方協議会)
- 再資源化施設への搬出徹底(継続、本省)
- 4 建設発生土の有効利用及び適正な取扱いの促進**
- 建設発生土の需給動向の把握(継続、各地方協議会)
- 官民有効利用マッチングシステムの利用
(継続、本省及び各地方協議会)
- 建設発生土の不適切な取扱いへの対応
(継続、本省及び各地方協議会)

(2)社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮

1 再生資材の利用促進【再掲】

- 5 社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取り組み**
- 建設リサイクルガイドラインの改定(継続、本省)
- リサイクル原則化ルールの改定(新規、本省)**
- 社会資本の戦略的な維持管理・更新の推進(継続、本省)
- 住宅の長寿命化及び建築物等に係る履歴情報の整備の
推進(継続、本省)
- 官庁施設の長寿命化に向けた取り組み(継続、本省)

**3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み【再
掲】**

- 6 再生クラッシャランの利用状況・物流等の把握**
- 再生クラッシャランの利用状況・物流等の把握
(継続、各地方協議会)
- 7 激甚化する災害への対応**
- 災害発生時における廃棄物のリサイクルの推進
(継続、各地方協議会)

(3)建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等

8 建設副産物のモニタリングの強化

- 建設副産物に係る情報交換システムと電子マニフェスト
の連携(継続、本省)
- 建設副産物に係る情報交換システムの改善(継続、本省)
- 電子マニフェストの普及(継続、本省)
- 9 建設発生土の適正処理促進のためのトレーサビリティ
システム等の活用**
- 建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用**
(新規、本省)

10 広報の強化(継続、広報推進会議)

- 建設廃棄物再生資材の有効利用に関する取り組み
- 建設発生土の有効利用に関する取り組み
- 解体工事等における適正な現場分別、分別解体の
ための取り組み
- 関係者と連携した取り組み
- 11 新技術活用促進**
- 建設廃棄物のカスケード利用の促進(継続、本省)
- NETISの活用(継続、本省)
- 試験研究に対する取り組み(継続、本省)

建設廃棄物のリサイクル率

1990年代：約60%程度

2018年度：約97%

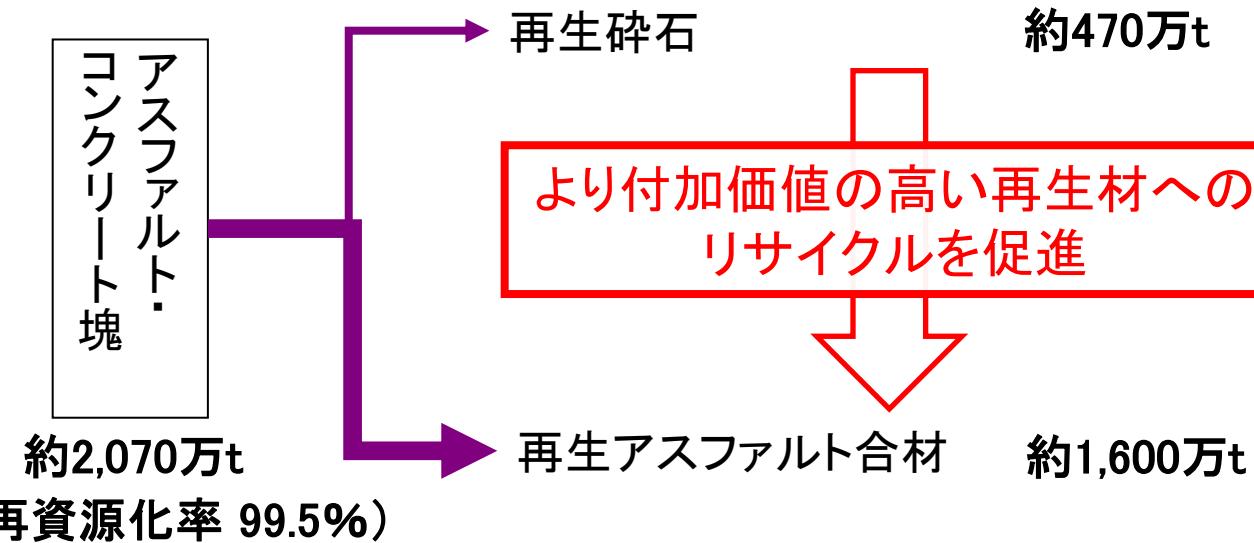
リサイクル率としてはほぼ100%に近く、着実に成果が結実

今後はリサイクルされた材料の利用方法に目を向けるなど、
リサイクルの「質」の向上が重要

リサイクルの「質」の向上に係る具体例

○より付加価値の高いものへのリサイクルの促進

(例：アスファルト・コンクリート塊のリサイクル)

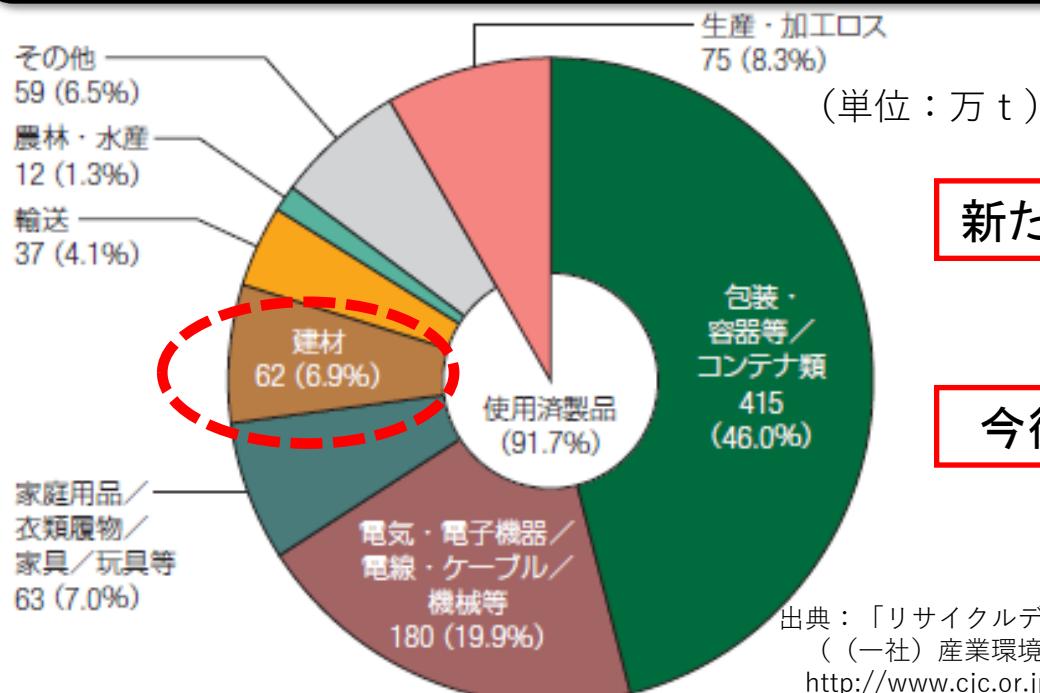


3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み

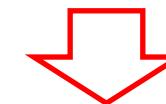
○廃プラスチックの分別・リサイクルの促進

(新規：本省及び各地方協議会)

○SDGsなど国際的に対応が求められている廃プラスチックについて、建設分野における排出量も大きいことから、これまでの計画では個別に扱っていなかった建設工事から発生する廃プラスチックの分別・リサイクルを促進。



新たに廃プラスチックを個別品目として着目



今後、データによるリサイクル動向の把握

出典：「リサイクルデータブック2019」
（一社）産業環境管理協会 資源・リサイクル促進センター)
<http://www.cjc.or.jp/data/pdf/book2019.pdf>

廃プラスチック排出量903万トンの分野別内訳(2017年)

今後、廃プラスチックのデータ等の収集・分析および、
産業廃棄物処理業者や民間企業との連携を促進し、必要に応じて目標の指標について検討

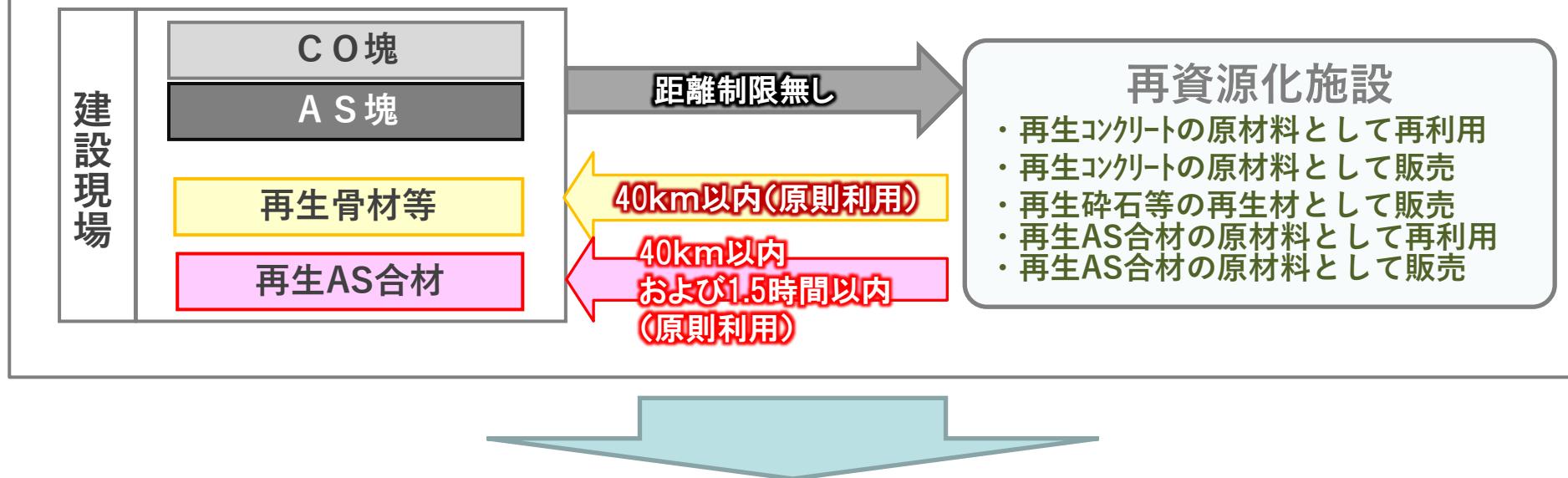
5 社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取組

○リサイクル原則化ルールの改定

(新規：本省)

- 中期的に排出抑制、再資源化に資するため、現行のリサイクル原則化ルールについて、距離制限や搬出先となる再資源化施設の指定等の観点から改定を検討する。

現行ルール (CO塊、AS塊)



改正の方向性

- 社会情勢の変化(交通網の発達等)による距離制限の改定の検討
- AS塊等の品目別の再資源化施設の指定の検討

9 建設発生土の適正処理促進のためのトレーサビリティシステム等の活用

○建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用

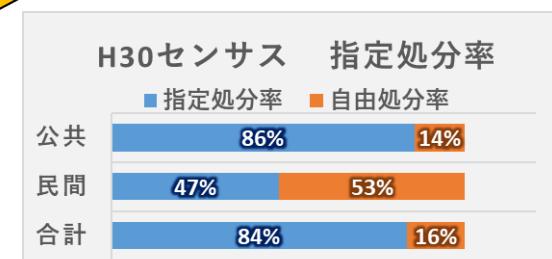
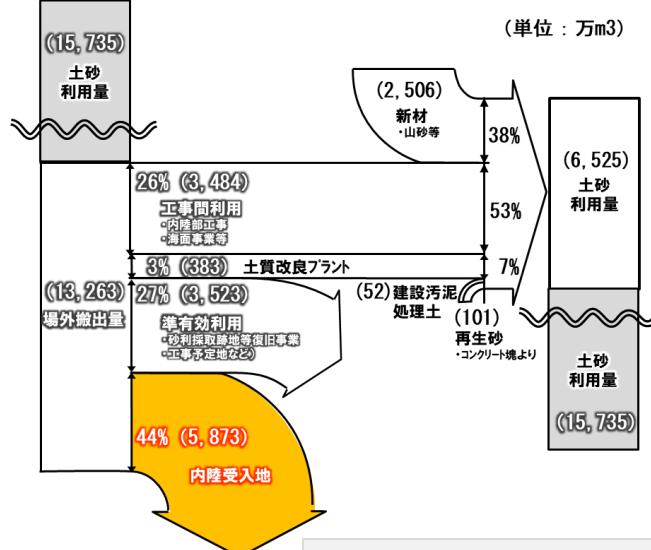
(新規：本省)

○建設発生土の発生元から最終の搬出先までの移動実態を把握することは、建設発生土の不適切な取扱いの抑制等にも資する可能性があるため、ICT技術を活用し、発生元から搬出先までを正確に把握するトレーサビリティシステムの導入等について試行を行う。

○建設発生土トレーサビリティシステムイメージ



H30センサス 建設発生土搬出および土砂利用状況



【関東地方における建設リサイクル関係施策について】

1. 施策レビュー²⁸

(1) 再生碎石の利用促進

再生碎石の出荷可能量を効率的に調査する「再生碎石需給調査システム」の運用や環境に配慮された再生材等の調達を促進すること目的とした「環境物品等調達方針」の策定などにより、各協議会構成機関により、再生碎石の利用促進・用途拡大を図っている。

(2) 建設汚泥の再生利用促進

「建設汚泥利用マニュアル（関東版）」に示した個別指定制度の活用により、建設汚泥の再生利用の促進を図っている。

2. 建設リサイクルの現状

(1) 関東地方の建設廃棄物のリサイクル状況を鑑みると、平成12年度以降、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は常に改善されており、平成17年度には90%を越え、平成30年度には97%以上となっている。

(2) 建設混合廃棄物の再資源化・縮減率は、平成30年度は73.4%と目標に到達しなかったものの、前回調査より向上しており、全国と比較しても高い水準となっている。また、建設発生土の有効利用率をみると、平成30年度はほぼ全国平均並になっている。

(3) 一方で、自治体別に見ると、平成30年度における建設混合廃棄物の再資源化・縮減率は3自治体で全国平均を下回っている。このように、一部の地域において、一部の品目に係る課題は残存するものの、全体的には十分な水準といえる。

3. 建設リサイクルに関する個別課題

(1) 建設混合廃棄物

建設混合廃棄物については、関東地方の目標値を達成しなかった唯一の品目であり、その内、土木工事や建築工事の解体、修繕において目標値を達成できていない。一方、建築工事の内、新築、増改築では目標値を達成しているものの、搬出量が多くなっており、さらなる再資源化・縮減率の向上を図るために、地域の実情や各々の工事毎の発生形態に応じた施策を検討する必要がある。

(2) 建設発生土

建設発生土については、発生現場内や他の建設工事等において有効に利用されている一方で、有効利用されなかった事例も見られる。また、関東地方の建設発生土が他の地域に

運搬され、不適切な処理が行われている可能性も指摘されているため、トレーサビリティの強化が課題である。

4. 今後、実施すべき施策

(1) 建設発生土のトレーサビリティ強化

建設発生土は、一部の工事において土捨場、残土処分場に搬出され、有効利用されなかつた事例が見られる。このため、自治体を含め、「指定処分」の拡大を図るとともに、「ICカードを用いたトレーサビリティシステム」等の試行について検討を行う。さらに、船舶による建設発生土運搬について、関係機関と連携しトレーサビリティの強化を検討する。

(2) 継続する取り組み

(イ) 建設混合廃棄物の現場分別の徹底

工事の特性に応じて発生形態が異なる建設混合廃棄物の現場分別を促進するため、他地整で作成されているマニュアルをもとに業団体等の意見を踏まえ、地域の実情や各々の工事毎の発生形態に即した「現場分別マニュアル」を作成する。さらに、優良な中間処理施設への搬出を推進する。

(ロ) 再生資材の利用拡大

碎石全体の使用量は、平成30年度建設副産物実態調査結果によれば、再生材が42%、新材が45%となっており、再生材の一層の利用拡大を図るため、再生材が使用可能な用途を明確にする等、再生資材の調達方針を設定する。さらに、「入口側の循環利用量」と「出口側の循環利用量」を算定し、利用促進の効果を測定する。

(3) 縮小・見直しする取り組み

(イ) 建設発生土受入地の登録制度の検討

既に多くの自治体で「受入地登録制度」を整備・活用し、一定の効果（過剰な処分地の乱立防止、問題がある受入地への搬出防止等）があることを確認しているため、受入地登録制度の検討については各自治体の自主判断とする。一部の適切な管理が行われていない事例については、別途、指定処分の推進やトレーサビリティ強化を検討することとする。

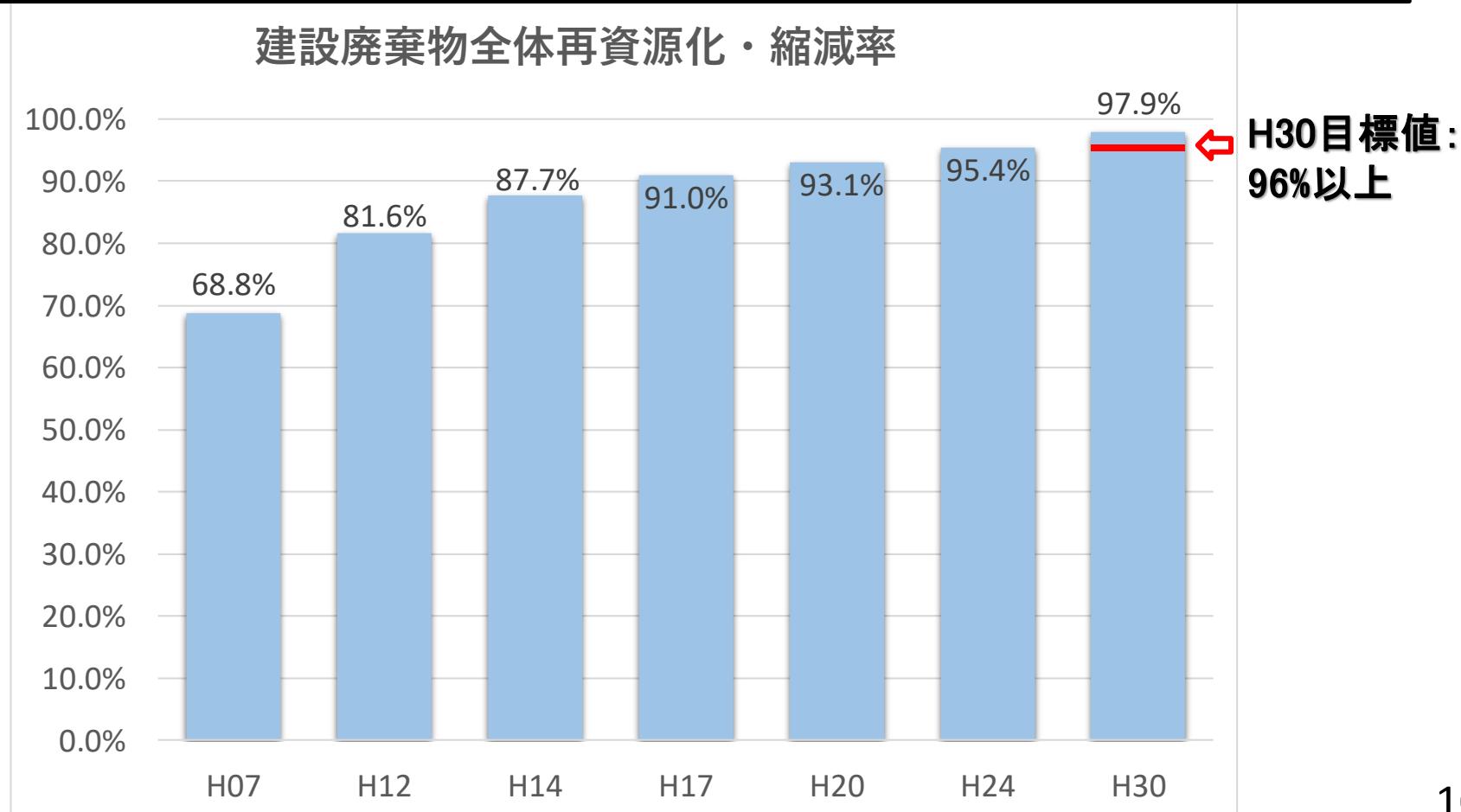
(ロ) バイオマス発電施設等先進事例の導入・事例の周知

建設発生木材の多くは再資源化施設でチップ化され、バイオマス発電施設等へ搬出されていることから、今後の導入等については各自治体に委ねる。

²⁸ 「建設リサイクル推進計画2015（関東地域版）」に基づく。

建設リサイクルの現状

- 平成12年度以降、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は改善している
- 平成17年度には90%を超え、平成30年度には97%以上となっている



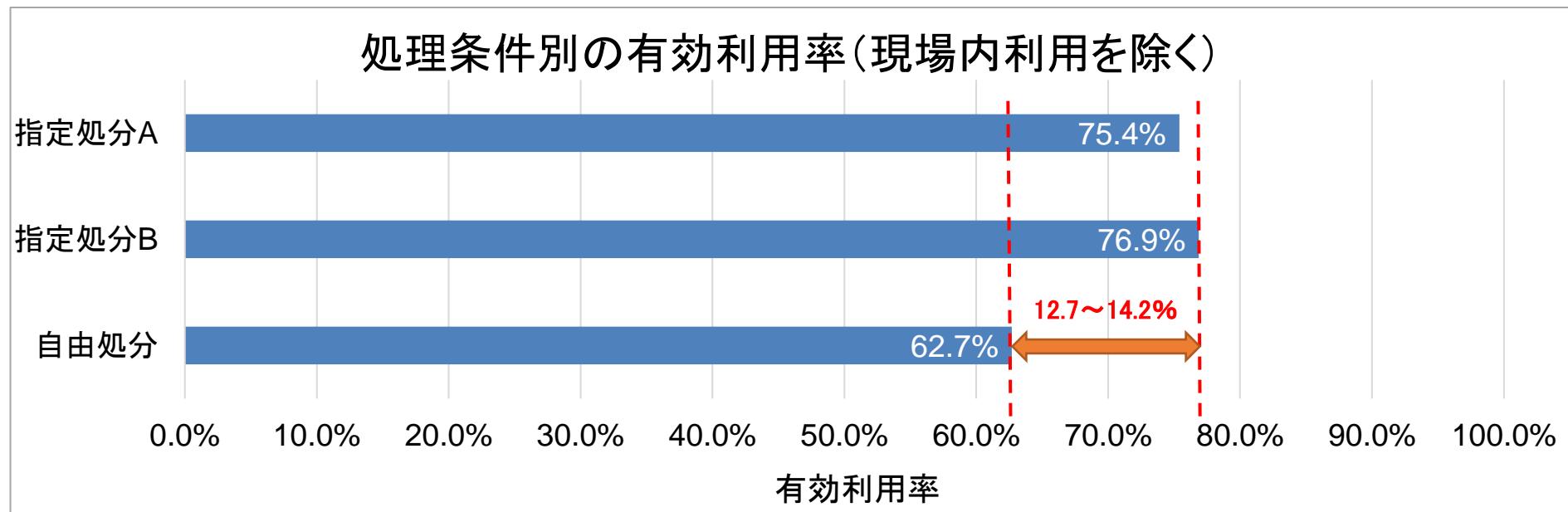
建設リサイクルの現状

- 平成30年度の各品目の再資源化率、縮減率の関東地方の実績は、全国と比較し高くなっている
- 建設混合廃棄物の再資源化・縮減率は73.4%、排出率は4.3%と前回調査より向上しているものの、目標達成には満たなかった

対象品目	H24年度		H30年度		H30年度		目標値達成状況
	実績		実績		目標		
	全国	関東	全国	関東	関東		
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99.5%	99.7%	99.5%	99.9%	99%以上	達成
コンクリート塊	再資源化率	99.3%	99.5%	99.3%	99.8%	99%以上	達成
建設発生木材	再資源化・縮減率	94.4%	95.8%	96.2%	98.3%	95%以上	達成
建設汚泥	再資源化・縮減率	85.0%	81.9%	94.6%	97.9%	90%以上	達成
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	58.2%	72.1%	63.2%	73.4%	75%以上	未達成
建設混合廃棄物	排出率	3.9%	4.6%	3.1%	4.3%	4.0%以下	未達成
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96.0%	95.4%	97.2%	97.9%	96%以上	達成
建設発生土	建設発生土有効利用率	77.8%	74.8%	79.8%	80.4%	80%以上	達成

建設発生土に関する課題と今後実施すべき施策

- 「指定処分」を行っている工事に比較し、「自由処分」を行っている工事は有効利用率は低い
→「指定処分」の拡大を図る



「指定処分」の拡大

指定処分A: 当初発注段階から搬出先を指定しているもの
指定処分B: 発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの

建設発生土に関する課題と今後実施すべき施策

○一部の工事においては、建設発生土の不適切な処理

⇒「ICカードを用いたトレーサビリティシステム」の試行を検討

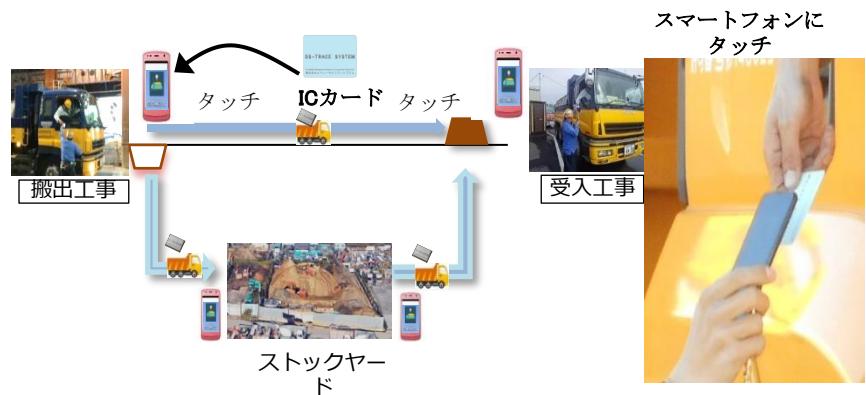
関東協議会の実施内容

協議会内の発注工事で「トレーサビリティシステム」を試行
→ダンプにICカードを配布、工事完成後も返却不要

ICカードを携行するダンプの増加

「トレーサビリティシステム」を利用して土質・汚染状況等を管理

民間工事に普及

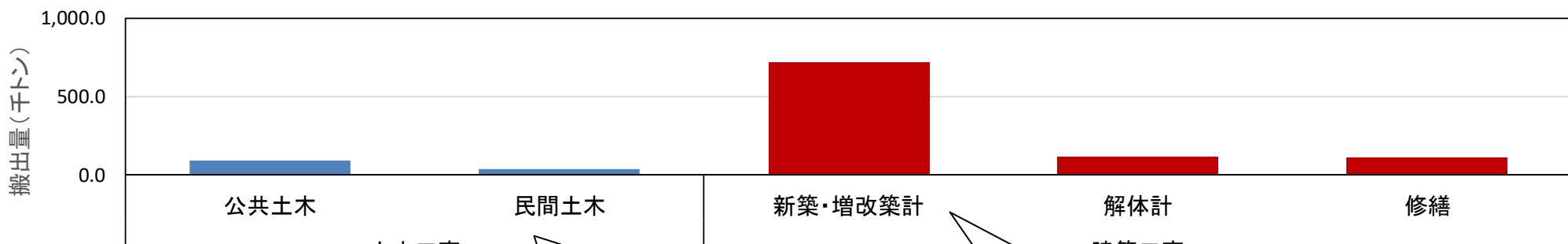


受け入れ側の品質管理が効率化

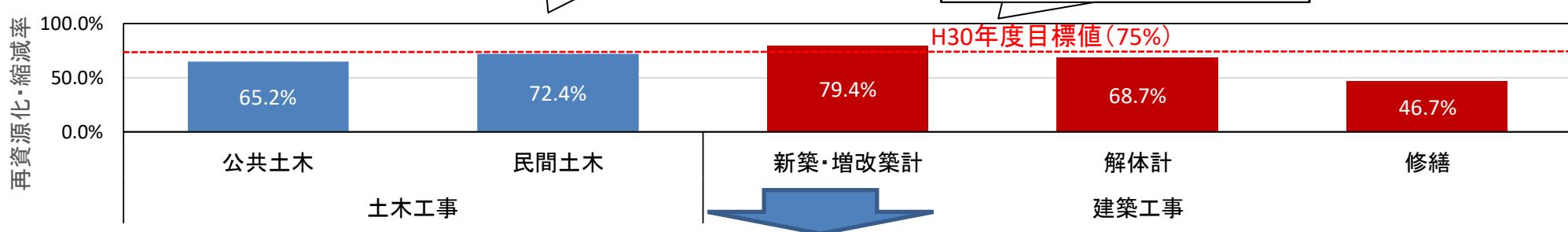
建設混合廃棄物に関する課題と今後実施すべき施策

- 土木工事では搬出量が少ないが再資源化・縮減率が低い
 - 建築工事の内、新築・増改築では目標を達成しているものの搬出量が多い
- ⇒地域の実情や工事毎の発生形態に即した「現場分別マニュアル」の作成

●工事種別毎の搬出率

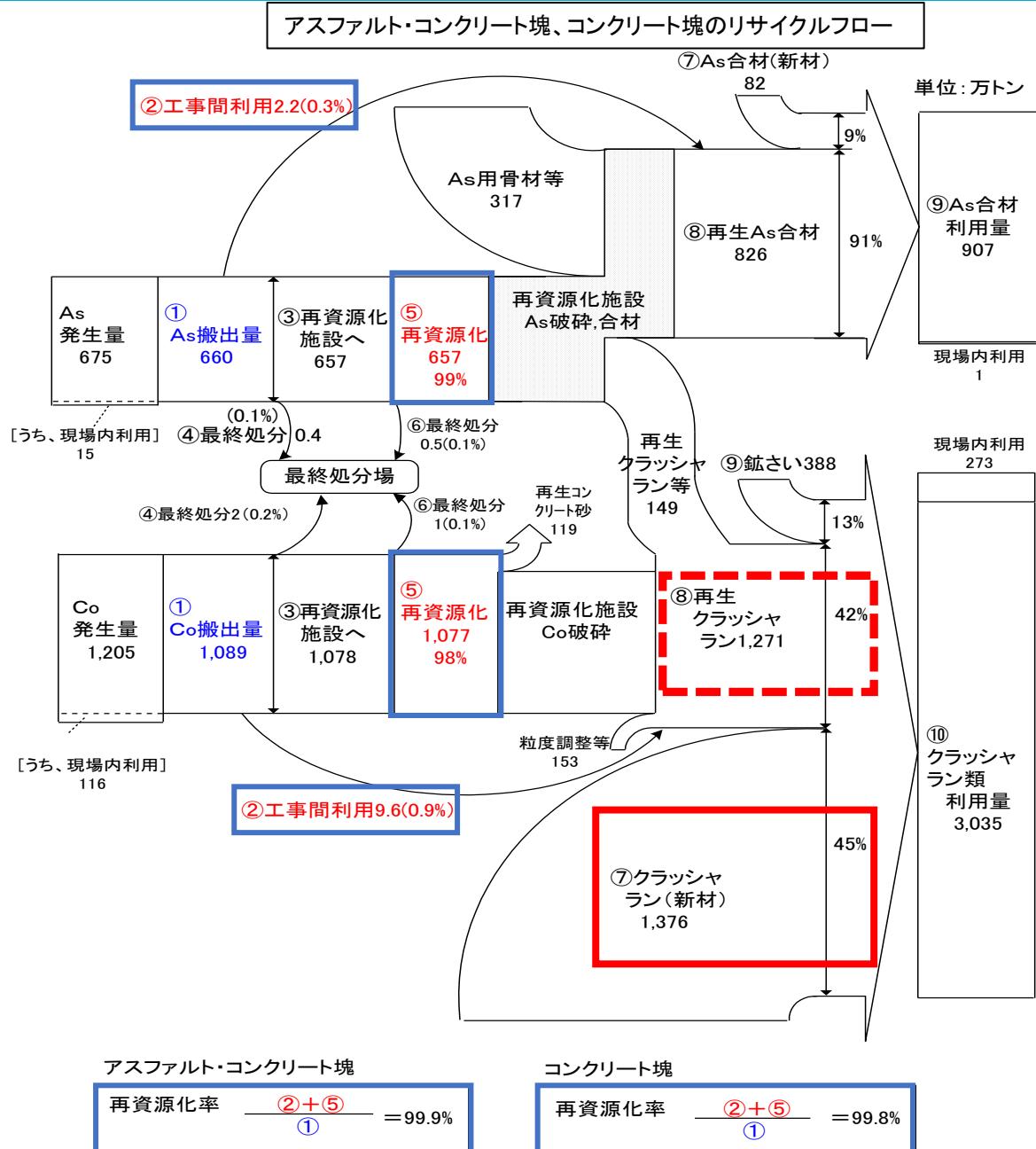


●工事種別毎の再資源化・縮減率



工事毎の発生形態に即した「現場分別マニュアル」の作成

再生資材に関する課題と今後実施すべき施策



- 平成30年度のAs、Co塊の再資源化率はそれぞれ99.9%、99.8%
- 一方、Co塊の使用量は、再生材が42%、新材が45%

→再生材の一層の利用拡大を図るため、再生材が使用可能な用途を明確化し、調達方針を設定

再生材の使用用途を明確化 再生材の調達方針を設定

目標設定

- ・建設リサイクル推進計画2020にて2024年度の関東地方のリサイクル率の達成基準値は、全国の達成基準値や過去のセンサス実績の推移を踏まえ、全国目標値を超える目標を設定

建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～
 (令和2年9月関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会)

対象品目		2018年度		2024年度	
		実績		達成基準値	
		全国	関東	全国	関東
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99.5%	99.9%	99%以上	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99.3%	99.8%	99%以上	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	96.2%	98.3%	97%以上	99%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	94.6%	97.9%	95%以上	95%以上
建設混合廃棄物	排出率	3.1%	4.3%	3.0%以下	3.5%以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	97.2%	97.9%	98%以上	98%以上
建設発生土	有効利用率	79.8%	80.4%	80%以上	85%以上